

大津市建設工事指名競争入札参加者の選定基準

1 趣旨

この基準は、建設工事の適正な施工の確保と公正な発注を行うため、大津市が発注する建設工事についての契約に係る指名競争入札に参加する者の選定に関して必要な基準を定めることを目的とする。

2 入札方式

指名競争入札は次に掲げる方式により行う。

- (1) 受注希望型指名競争入札
- (2) 指名競争入札（従来型）

3 発注基準

受注希望型指名競争入札について、入札に参加する資格を有する者を選定するため、建設工事の土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、電気設備工事、給排水冷暖房工事、造園工事及びその他の工事の業種に発注基準を設ける。

なお、対象となる業者数の状況等により本基準を見直す必要があるときは、大津市建設工事契約審査委員会に諮り決定するものとする。

4 指名選定

(1) 指名業者の選定は、次の事項を総合的に考慮して行うものとする。

- ア 契約しようとする工事等の実施場所、地理的条件
- イ 契約しようとする工事等に応じた経歴
- ウ 業者の実施能力、手持ち工事等の量、監理技術者数及び主任技術者数、経営規模等評価結果等

(2) 上記のほか特に必要があるときは、大津市建設工事契約審査委員会に諮り、指名業者の選定をすることができる。

5 応急又は特殊工事等

特に緊急を要する工事については、前項の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。また、特殊の技術又は機械を必要とする工事等については、前項の規定にかかわらず大津市建設工事契約審査委員会に諮り、業者を選定することができるものとする。

6 共同企業体

工事の円滑な遂行と市内業者の施工能力の向上を図るため、大規模工事等について、共同企業体により、工事を請け負わすことができるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 大津市建設工事指名競争入札参加者の格付基準及び選定基準（平成9年6月1日施行）は廃止する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。